

那 霸 市 公 報

第 1 3 7 0 号
毎月 2 回 1 , 1 5 日 発 行
発 行 所
那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

訓 令

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令(人事課) 446

告 示

市道路線の区域決定及び供用開始について(都市施設管理センター) 447
地縁団体の認可について(市民活動課) 452
市長の職務代理者について(総務課) 452

公 告

住民票の職権消除の公示について(市民課) 453

水道局規程

那霸市水道局契約事務規程の一部を改正する規程 453

正 誤

那霸市公報第 1 3 6 3 号の正誤 454

訓 令

那 霸 市 訓 令 第 20 号

平 成 15 年 7 月 16 日

施 行 済

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 霸 市 長 翁 長 雄 志

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程（昭和56年那覇市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表こども課に勤務する職員の項中

「 を

児童館に勤務する職員	(1) 日曜日 (2) 4週につき所属長が指定する2の土曜日	月曜日 11時10分から18時まで 火曜日から土曜日まで 10時から18時まで
------------	-----------------------------------	--

「 に

国場児童館又は壺屋児童館に勤務する職員	(1) 月曜日 (2) 4週につき所属長が指定する2の土曜日	日曜日、火曜日及び木曜日から土曜日まで 10時から18時まで 水曜日 11時10分から18時まで
上記以外の児童館に勤務する職員	(1) 日曜日 ただし、所属長の指定する勤務日が日曜日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日（水曜日を除く。）	月曜日、火曜日及び木曜日から土曜日まで並びに所属長が勤務日に指定した日曜日 10時から18時まで 水曜日 11時10分から18時まで

	(2) 4週につき所属長が指定する2の土曜日	
--	------------------------	--

」

改める。

付 則

この訓令は、平成15年7月26日から施行する。

告 示

那覇市告示第34号
 平成15年7月15日
 掲 示 済

市道路線の区域決定及び供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項及び第2項の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のとおり区域決定及び供用開始をする。

その関係図面は、告示の日から2週間那覇市都市施設管理センター（道路管理室）において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 区域決定する路線

整理番号	路線名	起 点 終 点	延長	幅員	備考
1950	上之屋 19号	字上之屋後苗代原49 字天久東原219	719.4	9.0	
1952	上之屋 21号	字上之屋後苗代原 121-2 字上之屋後苗代原 145	189.9	9.0	

2 供用開始する路線（車道）

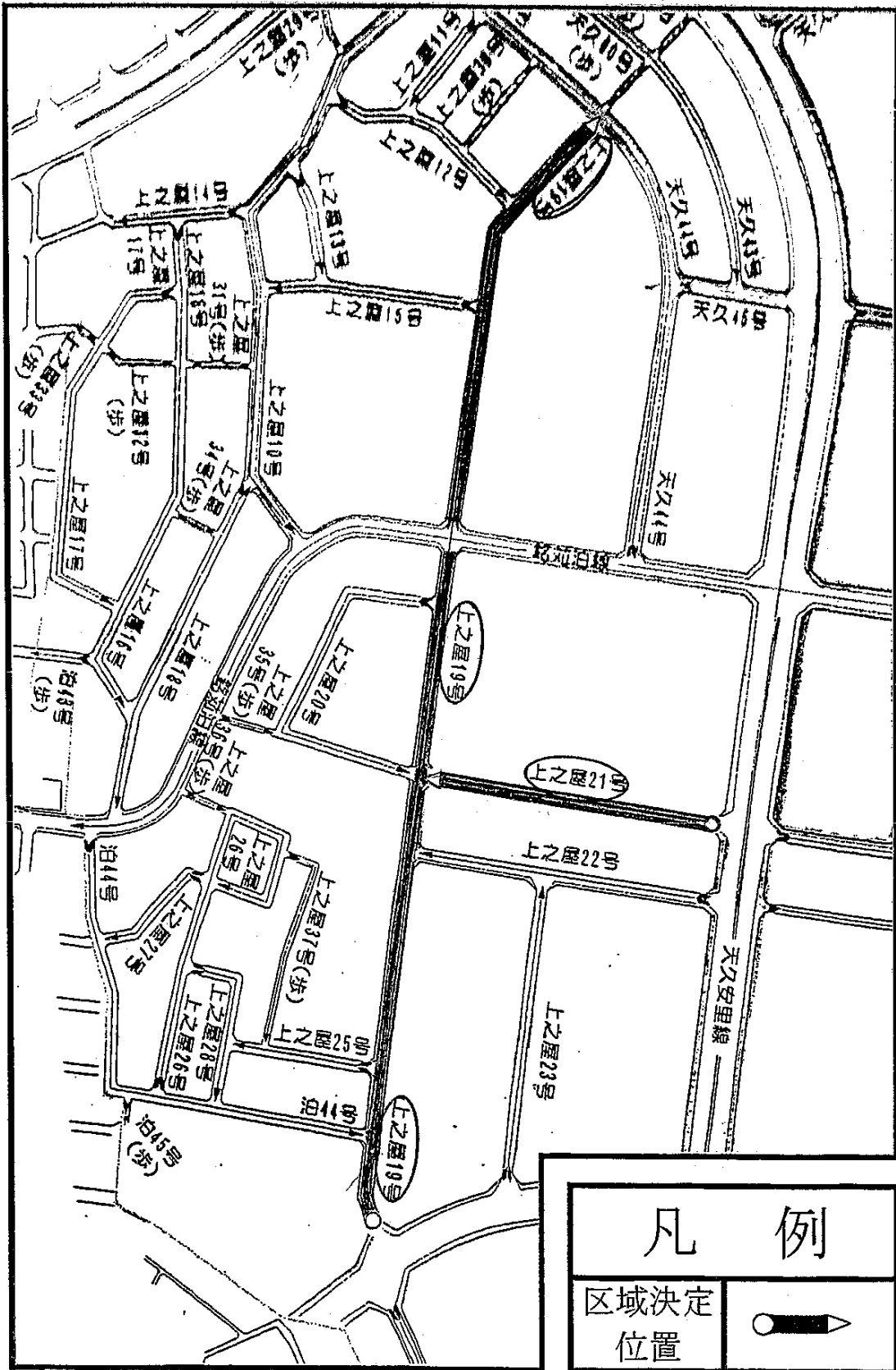
整理番号	路線名	起 点 終 点	延長	幅員	備考
1796	銘苅泊線	字天久東原299 字天久東原236-2	198.7	7.0	

1950	上之屋 19号	字上之屋後苗代原49 字天久東原231-1	431.5	6.0	
1952	上之屋 21号	字上之屋後苗代原 121-2 字上之屋後苗代原 145	189.9	6.0	
1953	上之屋 22号	字上之屋後苗代原 134 字上之屋後苗代原 143-1	79.8	6.0	

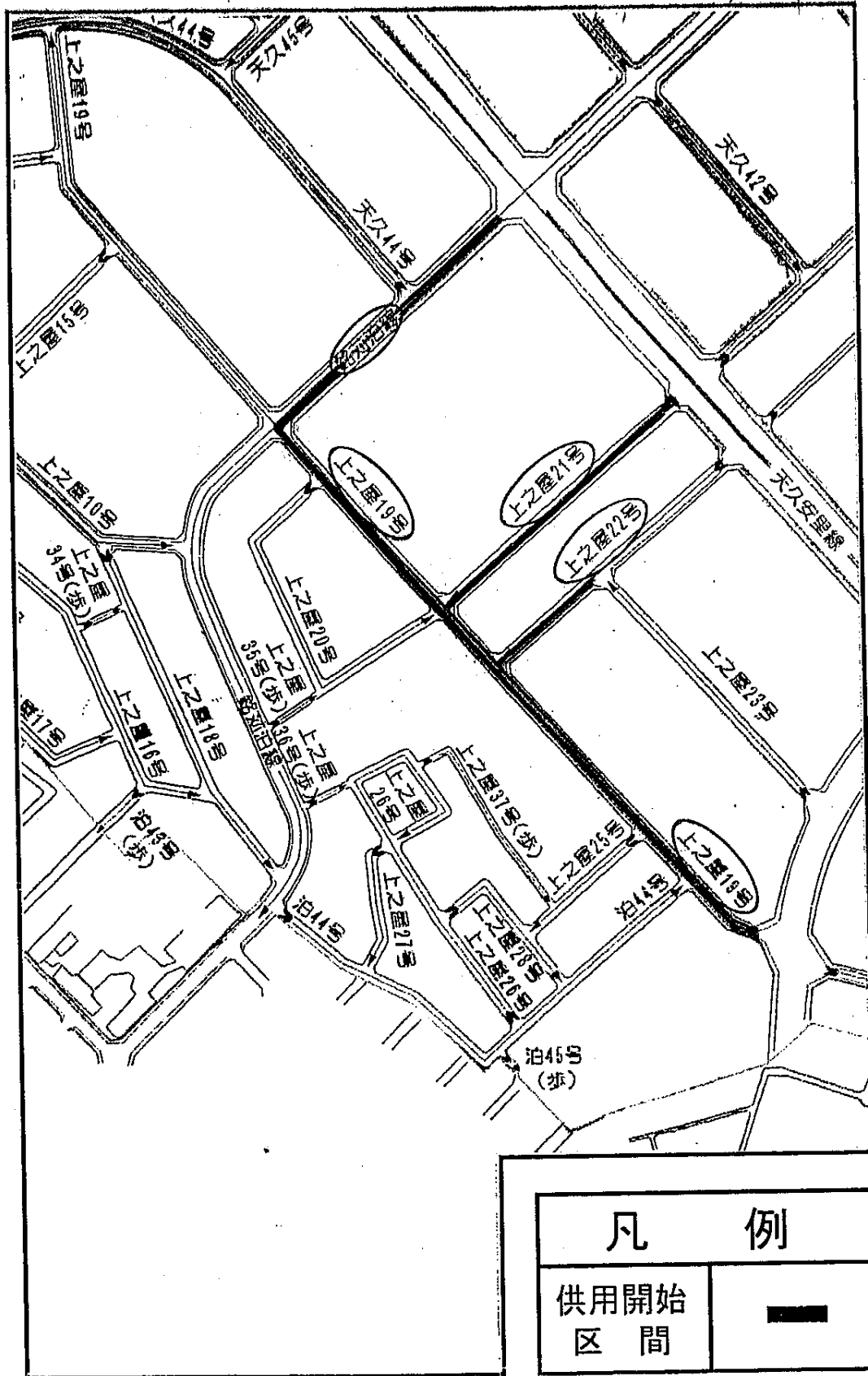
3 供用開始する路線 (歩道)

整理 番号	路線名	起 点 終 点	延長	幅員	備考
1796	銘苅泊線	字天久東原299 字天久東原236-2	79.4 198.7	2.5	右側 左側
1950	上之屋 19号	字上之屋後苗代原49 字天久東原231-1	431.5	1.5	右側
1952	上之屋 21号	字上之屋後苗代原 121-2 字上之屋後苗代原 145	189.9	3.0	右側
1953	上之屋 22号	字上之屋後苗代原 134 字上之屋後苗代原 143-1	79.8	3.0	左側

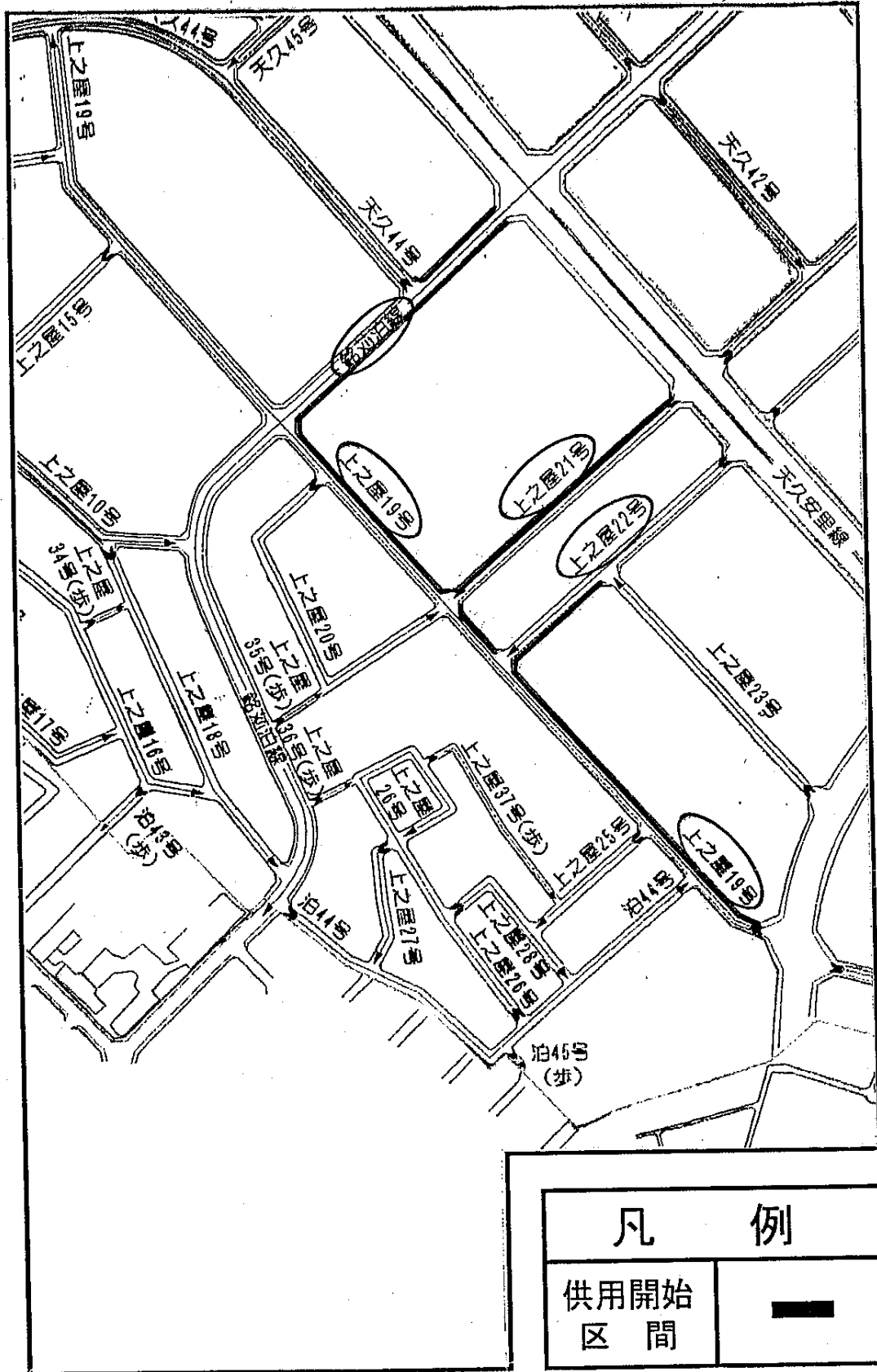
市道路線の区域決定位置図



市道路線の供用開始位置図 (車道線)



市道路線の供用開始位置図 (歩道)



那覇市告示第35号
平成15年7月16日
掲 示 済

地縁団体の認可について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定に基づき次のとおり地縁による団体を認可したことを告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- | | | |
|---|---------------------------------|---------------------------------------|
| 1 | 団体の名称 | 大中町自治会 |
| 2 | 規約に定める目的 | 地域的な共同活動を行うことにより良好な地域社会の維持及び形成に資すること。 |
| 3 | 団体の区域 | 那覇市首里大中町1丁目1番地～2丁目28番地 |
| 4 | 団体の事務所 | 那覇市首里大中町2丁目18番地 |
| 5 | 代表者の氏名及び住所 | 那覇市首里大中町2丁目8番地
大中町自治会長 仲村良幸 |
| 6 | 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の有無 | 職務執行停止 (無)
職務代行者 (無) |
| 7 | 代理人の有無 | (無) |
| 8 | 解散の事由 | 大中町自治会会則第40条に基づく |
| 9 | 認可年月日 | 平成15年 7月16日 |

那覇市告示第36号
平成15年7月17日
掲 示 済

市長の職務代行者について

公務のため国外（台湾）に出張する市長の職務を地方自治法第152条第1項及び市長の職務を代理する助役の順序を定める規則の規定に基づき、次のとおり市長の職務を助役山川一郎が代理するのでお知らせします。

那覇市長 翁 長 雄 志

- | | | |
|---|--------|------------------------------------|
| 1 | 呼称 | 那覇市長職務代行者
那覇市助役 山 川 一 郎 |
| 2 | 代理する期間 | 平成15年7月25日（金）から
平成15年7月27日（日）まで |
| 3 | 公印 | 那覇市長印を使用する。 |

公 告

那霸市公告第 4 8 号
平成 15 年 7 月 22 日
掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号) 第 12 条第 4 項の規定により公示する。

那霸市長 翁 長 雄 志

(別紙略)

水 道 局 規 程

那霸市水道局規程第 15 号
平成 15 年 7 月 16 日
公 布 済

那霸市水道局契約事務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那霸市水道事業管理者
水道局長 高 嶺 晃

那霸市水道局契約事務規程の一部を改正する規程

那霸市水道局契約事務規程(1967 年水道局規程第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 25 条中「期間」を「期限」に改める。

第 26 条を次のように改める。

(遅延違約金)

第 26 条 管理者は、遅延日数 1 日につき遅延部分に対する代価に年 3 . 6 パーセントの割合を乗じて計算した額を遅延違約金として徴収する。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

2 遅延日数の計算については、検査その他局の都合により経過した日数は、これを算入しない。

3 第 1 項の遅延違約金は、契約の相手方に対する債務と相殺し、又は契約保証金をもって充当することができる。

第 26 条の次に次の 1 条を加える。

第 26 条の 2 局が約定の支払期日までに対価を支払わない場合の遅延利息は、遅延日数に応じ、未支払金額に年 3 . 6 パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

正 誤

那覇市公報第 1 3 6 3 号の正誤

2 0 0 3 (平成 1 5) 年 4 月 1 5 日付け那覇市公報第 1 3 6 3 号の那覇市告示第 1 0 0 号の一部を次のとおり訂正する。

ページ	訂正箇所	訂 正 の 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
1 2 4	左下から 5 行目	1 9 0 . 3 7	1 8 9 . 9